

## CRISIS MANAGEMENT NEWSLETTER

2018年4月号 (Vol.5)

### 日本版司法取引制度の導入と企業としての準備

- I. 日本版司法取引制度の導入
- II. 企業としての準備

#### 【本書末尾ご参考】

- I. 日本版司法取引制度の概要について
- II. 検察による制度の運用方針

森・濱田松本法律事務所

弁護士 梅津 英明

TEL. 03 6212 8347

hideaki.umetsu@mhmjapan.com

弁護士 山内 洋嗣

TEL. 03 6266 8579

hiroshi.yamauchi@mhmjapan.com

弁護士 小田 輝

TEL. 03 6212 8322

akira.oda@mhmjapan.com

### I. 日本版司法取引制度の導入

平成30年6月1日から、日本版の司法取引制度として『証拠収集等の協力及び訴追に関する合意制度』<sup>1</sup>が導入されることになりました。

この司法取引制度は、一定の犯罪類型について、検察官と被疑者・被告人との間で、弁護人の同意があることを条件として、被疑者・被告人が他人の刑事事件の解明に協力するのと引き換えに、検察官が被疑者・被告人の事件について有利な取扱い（処分の軽減等）をすることなどを合意する制度です。

本号では、この導入が差し迫った司法取引制度が導入されるにあたって、企業が事前にどのような準備を行っておくべきかについて取り上げます。

なお、本論の後に本書末尾において、司法取引制度の詳細な内容として、司法取引制度の対象となる「特定犯罪」の内容や、司法取引制度を利用できる要件となる「他人の刑事事件の解明に協力する」ことの意味、また、司法取引制度を利用することにより得られる有利な取扱い（処分の軽減等）の内容等を纏めて概説しておりますので、あわせてご参照いただけますと幸いです。

<sup>1</sup> 平成28年5月24日に成立した刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成28年法律第54号）。

## CRISIS MANAGEMENT NEWSLETTER

## II. 企業としての準備

## 1. 司法取引制度導入後に想定される事例

司法取引制度が導入されたことによって企業にどのような影響が生じるのかについて検討するに当たり、まずは、典型的に想定され得る事例を紹介したいと思います。

(事例)

A社において社長と部長が関与する形で粉飾決算が行われていたという事例を想定します。

仮に、社長が捜査機関に対する取調べ等で粉飾決算への関与を認めていなかった場合、司法取引制度が導入される以前であれば、部長が、社長の関与を認める供述しても、処罰を免れたり、軽い刑で済んだりする保証はないと考え、捜査機関に対する取調べ等で社長の関与について供述しない、ということも十分あり得ました。

しかしながら、司法取引制度が導入されることにより、部長が、処罰を免れるなどの有利な取扱いを受けようと考え、その「対価」(＝自らの責任軽減)を確信しながら司法取引制度を利用し、社長の関与について供述し、社長の関与を裏付ける証拠を提出する、という事態が生じることとなります。

その結果、社長が関与する形でA社において粉飾決算が行われていたという事実が司法取引制度を通じて、捜査機関に露見し、明るみになる可能性が出てくることとなります。

上記の事例は、社長と部長という同一社内での事案ですが、これがA社とB社という他社同士が共同して犯罪行為を行っているような場合においても、同様に、A社又はB社側の人間が、それぞれ、自らの有利な取扱いを受けようと考え(＝その「対価」を確信しながら)司法取引制度を利用し、相手方の犯罪行為を認める供述をし、その事実を裏付ける証拠を提出することが考えられます。

このように、司法取引制度が導入されることによって、不正にある程度関与した役員に、処罰を免れるなどの有利な取扱いを受けようというインセンティブが働き、その結果、以前にも増して、不正が発覚し(とりわけ、企業外部から明るみになり)やすくなります。

こうした状況を踏まえると、企業としては、平時よりそもそも不正が行われないようにし、仮に不正があった場合には速やかに探知できる体制を整えることが引き続き

## CRISIS MANAGEMENT NEWSLETTER

重要であることはもちろんのこと、不正を探知した場合においては、司法取引制度の導入により当該不正事実が明るみになる可能性がより高まったことを十分斟酌したうえで対応を検討することが求められます。また、仮に捜査機関が捜査を開始した後は、メリット・デメリットを検討した上で、司法取引制度を利用するか否かという点も1つの選択肢として検討することが必要となってくることになります。

今後こうした必要性が生じてくることを踏まえ、次項においては、司法取引制度が導入される今この時点において行うべき、企業としての準備についてご説明します。

### 2. 日本版司法取引制度導入に際しての企業としての準備

上記の通り、司法取引制度は、基本的に有事に用いられます。しかしながら、有事に同制度を効果的に用いるため、あるいは、有事において不測の不利益を被らないためには平時からの備えが重要であることは他の諸制度と変わるところはありません。そのために、司法取引制度が導入される今この時点において、企業としては以下のような事項について検討し、司法取引制度の導入に対応する準備を行っておくことが考えられます。

#### (1) 内部的な不正・不祥事探知の再徹底

上記の事例にも表れているように、司法取引制度は、見方を変えれば、企業内の違法行為の外部告発手段の1つということができます。企業は、司法取引制度により、役職員による外部告発のインセンティブが増し、今以上に不正・不祥事の内部的な探知が困難になることを認識する必要があります。

当然のことながら、不正・不祥事の内部的な探知が、迅速かつ柔軟な危機対応に資することは言うまでもありません。そして、何より、外部告発等の企業の外部から違法行為が明るみになってしまった場合、対応が後手後手にならざるを得ない面があるうえに、外部発信であること自体について、自浄機能の不全を指摘されたり、場合によっては、組織内隠ぺいなどと評価されたりするおそれもあります。

そのため、企業としては改めて、例えば、①内部監査の実効性向上（内部監査部門の人的拡充やメール監査などの新手法の導入など）、②不正行為についての報告義務履践の徹底、③海外を含む子会社・関係会社から必要な情報がもれなく共有される仕組みの構築（適切なレポートラインの設定や（次の④にも関係する）グローバル内部通報制度の構築など）、④内部通報制度（海外を含めたグループ全体、場合によっては取引先・サプライチェーンをも利用者とするものの検討を含む）、⑤社内リニエンシー制度の適否の検討などを行い、内部的に不正・不祥事を探知できるような体制を強化することが求められます。

## CRISIS MANAGEMENT NEWSLETTER

筆者らが日々の業務において経験する限り、企業と従業員の関係性は年々変化し、社会生活における職場（仕事）の優先度、あるいは、従業員の企業に対するロイヤリティは低下傾向にあるように思われます。そのような状況においては、司法取引制度は、なおのこと企業に不利に使われる可能性も高い制度であることを再認識する必要があります。他方で、それでも、経験上、不正・不祥事を探知した従業員は、まずは社内的解決を求めることが少なくないのも現実であり、そのような「一度目の相談」を見逃さず、企業として不正・不祥事に対する十分かつ適切な対応を取ることができるよう、平時からの体制を整えておくことが重要です。

## (2) 担当部署における司法取引制度の「腹落ち」（真の理解）

司法取引制度という制度自体は、米国を含む諸外国でも既に導入されており、日本企業によって実際に用いられたことも多数あり、決してなじみ薄いものではありません。しかしながら、例えば、米国の司法取引制度と比較しても、日本の司法取引制度においては①自己負罪型の司法取引制度がない（自ら罪を積極的に認めることにより自らの責任を軽くする類型がない）、②量刑ガイドラインに相当するものがなく、求刑の軽重に関する客観的検証が難しいなど、注意すべき相違点があります。また、少なくとも現時点においては、検察庁はかなり慎重な運用を予定している反面（後記【参考】「Ⅱ. 検察による制度の運用方針」ご参照）、法令上は、広範かつ積極的な利用も可能であり、今後の実務運用からも目を離せません。

また、司法取引制度は、「取引」という名称の通り、単なる刑事手続きの一部という位置づけを越え、相当程度自由度が高い制度であり、それゆえ具体的場面においては実務上かなり難しい検討を求められることも想定されます。例えば、(1) 独禁法の分野で既に行政調査が開始してしまった状況で、この司法取引制度をどのように利用するか、(2) 捜査機関が嫌疑を持っているか否か（すなわち、自らが司法取引制度を利用することができる「被疑者」であるか否か）が不明である場合にどうするか、(3) 役職員が司法取引制度を使おうしていることを知った時に、企業としてどのようなメッセージを伝えることが可能かなどは、実務上非常に難しい課題となることが予想されます。

さらには、役員は、今後、一定レベルの不正・不祥事発覚時には、企業として司法取引制度を用いるか否かを検討の俎上に載せることが求められる場面もあると思われれます。そうした時に重要なのは、この制度について可能であること・不可能であることを正確に理解し、自社で有り得るケースとその際の対応バリエーションなどを事前に整理しておくことではないかと思われれます。そのためには、上記で述べたように、比較的聞き慣れていると思われるこの「司法取引」という制度について、少なくとも法務部等の担当部署においては、企業として同制度を積極的に利用する場合（他社の犯罪を供述することで自社の刑事責任を軽くすることを狙う場合等）

## CRISIS MANAGEMENT NEWSLETTER

や、企業の犯罪について同制度が役職員に利用された場合を問わず、手続の進み方や検討のポイントについて熟知し、制度を「腹落ち」させておくことが重要となります。

## CRISIS MANAGEMENT NEWSLETTER

## 【参考】

## I. 日本版司法取引制度の概要について

## 1. 「特定犯罪」とは？

司法取引制度の対象となる「特定犯罪」とは、法律上、一定の罪のうち、死刑又は無期の懲役・禁錮に当たる罪ではないものとされており、下記表のとおりです<sup>2</sup>（刑訴法 350 条の 2 第 2 項及び「刑訴法第 350 条の 2 第 2 項 3 号の罪を定める政令」参照）。

分類		具体例
刑法犯	公務の作用を妨害する罪	強制執行妨害目的財産損壊、強制執行妨害 等
	文書偽造の罪	公文書偽造等、私文書偽造 等
	汚職の罪	贈収賄
	財産犯罪	詐欺、恐喝、横領、業務上横領 等
特別法犯	財 租税法違反	所得税法違反、法人税法違反、消費税法違反 等
	産 独占禁止法違反	カルテル、談合 等
	経 金融商品取引法	有価証券報告書等の虚偽記載、インサイダー取
	済 違反	引 等
	関 係 罪 その他	不正競争防止法違反、著作権法違反等の知的財産犯罪、貸金業法違反等の金融業法犯罪、会社法違反、破産法違反等の倒産犯罪 等
	組織的犯罪	組織的競売妨害、組織的詐欺・恐喝、マネーロンダリング 等
	薬物・武器関係犯罪	爆発物取締罰則、大麻取締法、覚せい剤取締法 等
上記に関連する 犯人隠避等	上記犯罪に関する犯人隠避、証拠隠滅 等	

<sup>2</sup> なお、企業が当事者となることが多い、製品事故や労働災害等で問題になる業務上過失致死傷罪、建設業法違反、廃棄物処理法違反等は対象外とされています。

## CRISIS MANAGEMENT NEWSLETTER

### 2. 他人の刑事事件の解明に協力するとは？

被疑者・被告人は、司法取引制度を利用する場合、他人の刑事事件の解明に協力しなければなりません。被疑者・被告人が、自らの罪を認めることにより責任の軽減等を得る制度（いわゆる自己負罪型司法取引）ではないのです。

具体的には、

- ① 検察官等の取調べに際して真実の供述をすること
- ② 証人として尋問を受ける場合において真実の供述をすること
- ③ 検察官等による証拠の収集に関し、証拠の提出その他の必要な協力をする  
こと

です（刑訴法 350 条の 2 第 1 項 1 号参照）。

例えば、A 社の部長が贈収賄事件の贈賄側の被疑者として逮捕された場合に、収賄側の被疑者である B 議員の事件について、A 社の部長から B 議員に渡った現金に関し、①検察官の取調べで供述したり、②B 議員の公判で証言したり、③検察官に対して領収証等の証拠を提出したりすることです。

### 3. 被疑者・被告人の事件について有利な取扱い（処分の軽減等）とは？

検察官は、司法取引制度を利用する場合、他人の刑事事件の解明に協力した被疑者・被告人に対し、有利な取扱いをしなければなりません。

有利な取扱いというのは、具体的にいうと、

- ① 裁判の回避（不起訴、公訴の取消し<sup>3)</sup>
- ② 軽い刑罰を求める（軽い罪による起訴、起訴した犯罪事実の撤回・変更、軽い求刑等）
- ③ 簡略な手続による裁判を求める（即決裁判手続<sup>4)</sup>、略式命令<sup>5)</sup>

といったものです（刑訴法 350 条の 2 第 1 項 2 号参照）。なお、有利な取扱いの内容として、身柄拘束を解くこと（逮捕や勾留から解放すること）は、交渉可能な条件に含まれないことに注意が必要です。

<sup>3)</sup> 検察官が起訴を取り消すことをいいます。

<sup>4)</sup> 即決裁判手続とは、起訴後できる限り早期に公判が開かれ、簡略な手続で証拠調べが行われ、原則としてその当日に判決が言い渡される簡略な手続をいいます（刑訴法 350 条の 2～14）。

<sup>5)</sup> 略式手続とは、公判が開かれることなく書面審理によって罰金刑を科す旨の命令が出る簡略な手続をいいます（刑訴法 461～470 条）。

## CRISIS MANAGEMENT NEWSLETTER

## 4. 手続きの流れ

司法取引制度を利用する場合の手続きとしては、大まかにいうと、

- ① 検察官又は弁護人（被疑者・被告人）からの協議開始の申入れ
- ② 三者による協議
- ③ 合意成立

です。

合意を行う前提として、被疑者・被告人、弁護人、検察官の三者で協議を行うこととされており（刑訴法 350 条の 4 本文）、①弁護人（被疑者・被告人）又は検察官からの申入れにより、協議が開始されます<sup>6</sup>。

②三者による協議の内容、方式については、全てが法律上規定されているわけではありませんが、例えば、

- ・被疑者・被告人による協力的行為の内容の提示
- ・検察官による、被疑者・被告人からの聴取
- ・検察官による、処分の軽減等の内容の提示

などが行われるものと考えられます<sup>7</sup>。

③協議の結果、被疑者・被告人と検察官の双方は合意することができます。その合意については、弁護人の同意がなければなりませんし、被疑者・被告人、弁護人、検察官の三者が連署した合意内容書面を作成しなければなりません。

なお、協議が不成立に終わった場合<sup>8</sup>、被疑者・被告人が協議においてした供述については、被疑者・被告人自身の事件においても、他人の刑事事件においても、証拠とすることができないとされています。

## 5. 合意あるいは合意違反の効果

## (1) 合意の効果

当然ながら被疑者・被告人と検察官の双方は、合意した内容を履行しなければなりません。

また、公判手続等の特例として、検察官は、合意をした被疑者・被告人の公判や、他人の公判で合意に基づく供述録取書等が証拠調べ請求等された場合には、合意内

<sup>6</sup> 最高検察庁「合意制度の当面の運用に関する検察の考え方」（法律のひろば、2018年4月号）55頁によると、検察官、被疑者・被告人、弁護人の三者が連署する「協議開始書」という書面を作成することが想定されています。

<sup>7</sup> 前述の「合意制度の当面の運用に関する検察の考え方」55頁によると、検察官において「協議経過報告書」という書面を作成することが想定されています。

<sup>8</sup> 前述の「合意制度の当面の運用に関する検察の考え方」56頁によると、協議を終了する場合、検察官において「協議終了に関する確認書」を作成したうえ、弁護人に送付することが想定されています。

## CRISIS MANAGEMENT NEWSLETTER

容書面や合意離脱告知書<sup>9</sup>の証拠調べ請求をしなければならないこととされています（刑訴法 350 条の 7～9、462 条の 2）。

### (2) 合意違反の効果

当事者の一方が合意に違反したときには、その相手方は、合意から離脱することができません（下記 6 参照）。

また、検察官が合意に違反して起訴するなどしたときは、その効力が否定され<sup>10</sup>、さらに、協議・合意の過程で得られた証拠が裁判所に採用されなくなるなどの制限を受けます<sup>11</sup>（刑訴法 350 条の 13 及び 14）。

一方、被疑者・被告人が、合意に違反して、検察官等に対し、虚偽の供述をし又は偽造・変造の証拠を提出した者は、虚偽供述等の罪として 5 年以下の懲役に処することとされています（刑訴法 350 条の 15）。

## 6. 合意からの離脱

一定の事由が生じた場合<sup>12</sup>には、合意から離脱することができるとされています。この場合、離脱の理由を記載した書面を作成し、検察官に対し、合意から離脱する旨を告知しなければなりません<sup>13</sup>。

<sup>9</sup> 刑訴法 350 条の 10 第 2 項にいう「書面」をいいます。

<sup>10</sup> 例えば、検察官が、不起訴合意に違反して公訴提起した場合には、公訴棄却の判決をして裁判を打ち切ることとされています（刑訴法 350 条の 13 第 1 項）。

<sup>11</sup> ①被告人が協議においてした供述、②合意に基づいてした被告人の行為により得られた証拠について、被告人の公判のみならず、他人の公判においても、証拠として採用されなくなるなどの制限を受けます（刑訴法 350 条の 14 第 1 項）。なお、被疑者・被告人が協議においてした供述を元に別の証拠を収集した場合、その別の証拠については、検察官が合意違反をした場合でも、証拠として用いることができるとされているため、注意が必要です。

<sup>12</sup> ①検察官が合意に違反したとき、②検察官が合意に基づいて起訴した犯罪事実の撤回・変更等を請求したものの、裁判所がこれを許さなかったとき、③検察官が合意に基づいて求刑をしたものの、裁判所がこれより重い刑を言い渡したとき、④検察官が合意に基づいて即決裁判手続の申立てをしたものの、裁判所が一定の理由によりこれを却下するなどしたとき、⑤検察官が合意に基づいて略式命令の請求をしたものの、裁判所が通常の規定に従い審判をすることとし、又は検察官が正式裁判の請求をしたとき。

<sup>13</sup> 検察官が離脱する場合も同様であり、離脱する理由を記載した書面により告知されます。

## CRISIS MANAGEMENT NEWSLETTER

## II. 検察による制度の運用方針

Iの制度概要に加えて押さえておくべきは、現時点での検察庁の運用方針です。検察庁は、司法取引制度の開始に先立って、司法取引制度をどのように運用していくのかについて、現時点では以下のような慎重な運用方針を示しています<sup>14</sup>。

具体的には、検察官が、司法取引制度を利用するためには、①処分の軽減等をして  
もなお、国民の理解を得られる場合でなければならず、②従来の捜査手法では同様の成  
果を得ることが難しい場合において協議の開始を検討することとし、③被疑者・被告人  
が協力することによって、司法取引制度の利用に値するだけの重要な証拠が得られる見  
込みがあるか否かや被疑者・被告人の供述について、裏付証拠が十分にあるなど積極的  
に信用性を認めるべき事情がある場合でなければ合意しないことを考慮するとされて  
います<sup>15</sup>。

その上で、検察官は、三者による協議を通じて、協議における被疑者・被告人の供述  
に高い信用性が認められ、かつ、被疑者・被告人の協力によって得られる証拠に司法取  
引制度の利用に値するだけの重要性が認められる場合であれば、処分の軽減等の内容を  
提示することとされています<sup>16</sup>。

<sup>14</sup> 最高検察庁「合意制度の当面の運用に関する検察の考え方」（法律のひろば、2018年4月号）52頁参照。

<sup>15</sup> 最高検察庁「合意制度の当面の運用に関する検察の考え方」（法律のひろば、2018年4月号）53頁参照。なお、本稿脱稿時点では報道ベースの情報ではありますが、検察官は、協議を開始する時と合意する時の両方の時点で、最高検察庁と高等検察庁の了承が必要とされています。

<sup>16</sup> それ以外の場合、つまり、被疑者・被告人の供述に高い信用性が認められない場合や、被疑者・被告人の協力によって得られる証拠に司法取引制度の利用に値するだけの重要性が認められない場合には、処分の軽減等の内容を提示せず、協議を打ち切ることとされています。

## CRISIS MANAGEMENT NEWSLETTER

### 文献情報

- 論文 「デジタルフォレンジックの監査役監査への利活用可能性<第3回>」  
 掲載誌 月刊監査役 No.678  
 著者 山内 洋嗣ほか
- 論文 「グループ会社管理の実務における諸論点 (3) 企業グループにおける内部監査」  
 掲載誌 旬刊商事法務 2159号  
 著者 山内 洋嗣、金山 貴昭
- 論文 「グループ会社管理の実務における諸論点 (6・完) 海外グループ会社管理」  
 掲載誌 旬刊商事法務 2163号  
 著者 梅津 英明、井上 諒一
- 論文 「すぐに使える 危機管理の書式 (2) 調査委員会の設置」  
 掲載誌 ビジネス法務 Vol.18 No.4  
 著者 藤津 康彦、金山 貴昭
- 論文 「会計不正と監査役の実務対応」  
 掲載誌 月刊監査役 No.681  
 著者 藤津 康彦
- 論文 「すぐに使える 危機管理の書式 (3) 調査計画の策定から本格調査まで」  
 掲載誌 ビジネス法務 Vol.18 No.5  
 著者 藤津 康彦、塚田 智宏
- 論文 「すぐに使える 危機管理の書式 (4) 国境を越えた不正調査」  
 掲載誌 ビジネス法務 Vol.18 No.6  
 著者 梅津 英明、山内 洋嗣、大川 信太郎

### NEWS

- Chambers Global 2018 にて高い評価を得ました  
 Chambers Global 2018 で、当事務所は日本における下記の分野で上位グループにランキングされ、25名の弁護士がその分野で日本を代表する弁護士に選ばれました。当事務所のバンコクオフィス及びヤンゴンオフィスにおいても下記の分野で上位グループにランキングされ、各オフィスに所属する弁護士が下記の分野

## CRISIS MANAGEMENT NEWSLETTER

にて高い評価を得ております。

なお、ヤンゴンオフィスは日本の法律事務所として唯一、GENERAL BUSINESS LAW: MYANMAR 及び GENERAL BUSINESS LAW: INTERNATIONAL FIRMS – MYANMAR の分野でランクインし、ヤンゴンオフィスの代表である武川 丈士が日本人として唯一 GENERAL BUSINESS LAW: INTERNATIONAL FIRMS – MYANMAR にランクインしております。

詳細は Chambers のウェブサイトに掲載されております。

### 森・濱田松本法律事務所

#### JAPAN

- ・ Banking & Finance: Domestic (Band 1)
- ・ Capital Markets: Domestic (Band 1)
- ・ Capital Markets: Domestic Securitisation & Derivatives (Band 1)
- ・ Corporate/M&A: Domestic (Band 1)
- ・ Corporate/M&A (Foreign Expertise): China
- ・ Dispute Resolution: Domestic (Band 2)
- ・ Intellectual Property: Domestic (Band 2)

#### MYANMAR

- ・ General Business Law (Band 4)
- ・ General Business Law: International Firms (Band 3)

#### THAILAND (Chandler MHM Limited)

- ・ Banking & Finance (Band 2)
- ・ Corporate/M&A (Band 2)
- ・ Projects & Energy (Band 1)

### 弁護士

#### JAPAN

- ・ Banking & Finance: Domestic

Leading Individual: 桑原 聡子、佐藤 正謙、小林 卓泰、青山 大樹

- ・ Banking & Finance: Domestic Firms: Financial Services Regulation

Leading Individual: 石黒 徹

- ・ Capital Markets : Domestic

Leading Individual: 石黒 徹、鈴木 克昌、尾本 太郎

- ・ Capital Markets: Domestic: Securitisation & Derivatives

## CRISIS MANAGEMENT NEWSLETTER

Leading Individual: 佐藤 正謙、江平 享

- ・ Capital Markets: J-REITs

Leading Individual: 藤津 康彦、尾本 太郎

- ・ Corporate/M&A: Domestic

Leading Individual: 菊地 伸、桑原 聡子、棚橋 元、土屋 智弘、石綿 学、大石 篤史、松村 祐土、紀平 貴之、小島 義博

- ・ Corporate/M&A (Foreign Expertise) - Japan : China

Leading Individual: 射手矢 好雄、石本 茂彦、康 石

- ・ Dispute Resolution: Domestic

Leading Individual: 関戸 麦

- ・ Dispute Resolution: Arbitration (Foreign Expertise) - Japan : China

Leading Individual: 射手矢 好雄

- ・ Intellectual Property: Domestic

Leading Individual: 三好 豊

- ・ Intellectual Property (Foreign Expertise) - Japan : China

Leading Individual: 小野寺 良文

### CHINA

- ・ Corporate/M&A (International Firms) (Expertise Based Abroad) - China : Japan

Leading Individual: 射手矢 好雄、康 石

- ・ Intellectual Property (International Firms) (Expertise Based Abroad) - China : Japan

Leading Individual: 小野寺 良文

### MYANMAR

- ・ General Business Law

Leading Individual: ウィン・ナイン

- ・ General Business Law: International Firms

Recognised Practitioner: 武川 丈士

- ・ General Business Law: International Firms (Expertise Based Abroad)

Leading Individual: アルバート・チャンドラー (Thailand, Chandler MHM Limited)

### THAILAND (Chandler MHM Limited)

- ・ Banking & Finance

Leading Individual: アルバート・チャンドラー、ジェッサダー・サワッディボン

- ・ Recognised Practitioner: ジョセフ・ティスティウオン
- ・ Corporate/M&A

## CRISIS MANAGEMENT NEWSLETTER

Leading Individual: ラッタナ・プーンソムバットラート

・ Projects & Energy

Leading Individual: アルバート・チャンドラー、ジェッサダー・サワッディポン、  
ジョセフ・ティスティウオン

・ Recognised Practitioner: ラッタナ・プーンソムバットラート

- 岡田 淳 弁護士の記事が、日経産業新聞 11 面『米で営業秘密管理の注意点は？  
弁護士岡田淳氏に聞く、10 億ドル規模の損害賠償も。』と題した記事に掲載され  
ました
- シンガポールオフィス移転のお知らせ  
森・濱田松本法律事務所 シンガポールオフィスは、この度、2018 年 3 月 5 日よ  
り下記に移転いたしましたのでご案内申し上げます。

移転先：

1 Raffles Quay, #23-03 One Raffles Quay North Tower, Singapore 048583

TEL : +65-6593-9750 / FAX : +65-6593-9751

※オフィス及び各弁護士の TEL・FAX に変更はございません。

業務開始日：

2018 年 3 月 5 日（月）

- パートナー及びオブ・カウンセル就任のお知らせ  
本年 1 月 1 日付にて、下記の 12 名の弁護士がパートナーに就任いたしました。

### 【パートナー】

加賀美 有人、大室 幸子、金丸 祐子、末廣 裕亮、園田 観希央、竹内 哲、東 陽  
介、本間 隆浩、村上 祐亮、山内 洋嗣、李 政潤、河島 勇太

また、同日付で 7 名の弁護士がオブ・カウンセルに就任いたしました。

### 【オブ・カウンセル】

佐藤 貴哉、田井中 克之、田中 浩之、藤田 知也、市村 拓斗、石田 幹人、金丸  
由美

今後ともクライアントの皆様により良いリーガル・サービスを提供するため、  
日々研鑽に努めて参ります。引き続きご指導、ご鞭撻のほど宜しくお願いいたし  
ます。

## CRISIS MANAGEMENT NEWSLETTER

- ▶ 2017 年度トムソン・ロイター「DEALWATCH AWARDS」の受賞案件に関与しました  
2017 年度のトムソン・ロイター「DEALWATCH AWARDS」が発表され、当事務所が関与した以下の 5 件がそれぞれ受賞いたしました。
  - ・当事務所は、Issuer of the Year を受賞したアサヒグループホールディングス株式会社によるユーロ建普通社債発行案件に、発行会社カウンセラーとして関与しました。
  - ・当事務所が発行会社カウンセラーとして関与した、ソフトバンクグループ株式会社によるドル建ハイブリッド永久社債案件が、Offshore Bond of the Year を受賞いたしました。
  - ・当事務所が発行会社及び売出人カウンセラーとして関与した、日本郵政株式会社によるグローバルオフリング案件が、Equity Deal of the Year を受賞いたしました。
  - ・当事務所が引受証券会社カウンセラーとして関与した、SG ホールディングス株式会社によるグローバル IPO 案件が、IPO of the Year を受賞いたしました。
  - ・当事務所が、プレースメント・エージェンต์であるゴールドマン・サックス証券株式会社のカウンセラーとして関与した、株式会社東芝による海外投資家に対する第三者割当増資案件が、Innovative Equity Deal of the Year を受賞いたしました。
  
- ▶ The Ninth Edition of Best Lawyers in Japan にて高い評価を得ました  
Best Lawyers（ベスト・ロイヤー）による、The Ninth Edition of Best Lawyers in Japan に当事務所の弁護士 60 名が選ばれました。

（当事務所に関するお問い合わせ）  
森・濱田松本法律事務所 広報担当  
mhm\_info@mhmjapan.com  
03-6212-8330  
www.mhmjapan.com